

## 第20回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月25日(火)午後4時00分から午後4時11分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員(16人)

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山真士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人

4 欠席委員(0人)

5 農業委員会事務局職員

事務局長 野村雅史

事務局主幹 浦島卓

係長 吉田浩子

主任 作山温史

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農用地利用集積計画の失効について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による  
買入協議の要請について

日程第8 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

## 7 会議の概要

議長	<p>只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第20回当別町農業委員会総会を開会します。</p> <p>議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、6番森本委員、9番佐々木章史委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、諸般の報告について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>先月の総会終了以降の会務報告をいたします。</p> <p>1月4日に田西会館にて町主催の「令和4年新年交礼会」が開催され、秋吉会長が参加しております。例年は「新春の集い」として町内関係者にご案内しておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として飲食を行わない形で小規模での開催となっております。以上です。</p>
議長	<p>日程第4、報告第1号「農用地利用集積計画の失効について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農用地利用集積計画の失効について」ご説明します。今回、農用地利用集積計画が失効いたしましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、令和3年5月25日開催の総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画作成案件7件の内の1件として、当委員会より所有権移転についての決定を受けたものでしたが、対価が支払われる前に土地所有者が死亡され、その後の相続協議も整わないことから、対価の支払期限となっていた令和3年12月30日までに対価を支払えなかったため、農用地利用集積計画の一部について失効したものです。</p> <p>当該地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料1ページの報告第1号関係をご高覧ください。以上です。</p>

議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号について承認することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、親子間で結んでいた使用貸借契約の期間が満了となるため、使用貸借権を更新しようとするものです。 番号1番について、議案資料2ページの議案第1号関係「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 右面3ページには当該地の位置図、土地の表示をしておりますのでご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地

利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。

今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番の1件、賃貸借の利用権を設定するものが番号2番から8番の7件となっています。これら8件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

計画地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料4ページから11ページの議案第2号関係をご高覧ください。以上です。

議長

休憩します。

休憩

議長

再開します。  
説明が終わりましたので質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定しました。

議長

日程第7、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」ご説明します。今回、斡旋の申出がありましたのは、番号1番の1件です。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めます。

要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料12ページの議案第3号関係をご高覧ください。以上です。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり要請することに決定しました。
議長	日程第8、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」ご説明します。農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため、決議するものです。 決議文については議案9ページをご高覧願います。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決議することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決議することに決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第20回当別町農業委員会総会を閉会します。